

面接指導実施医師とは？

面接指導実施医師の要件

- ① 面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者ではないこと
※ また、面接指導を受ける医師が安心して面接指導を受けられ、本人の健康確保につながるように、同じ部署の上司は避けることが望ましい。各病院において面接指導実施医師を設けるに際しては、面接指導を受ける医師が安心して面接指導を受けられるよう配慮することが適当。
- ② 医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習（※）を修了していること
※ 面接指導実施医師養成ナビ（<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>）において受講可能

産業医や他院所属の医師であっても、①及び②を満たせば、面接指導実施医師となることのできる（産業医であっても、これらの要件を満たさなければ、面接指導実施医師にはなれない）。

面接指導実施医師養成講習会に関するホームページ「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」

必要な面接指導実施医師を確保し、面接指導の実施体制を整えましょう。

医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ



このウェブサイトは、令和6年4月より施行される、長時間労働医師への面接指導実施医師が業務を行うために必要とされるオンライン講習（eラーニング）を提供しています。受講にはログインIDとパスワードの発行が必要です。医師法に基づく医師免許を有する者であれば、受講することができ、また、受講には費用はかかりません。

面接指導実施医師養成講習会を受講する

講習会ログイン

「新規ユーザ登録はこちら」ボタンからユーザ登録後、ユーザID・パスワードを用いて、面接指導実施医師養成講習会へログインしてください。

ユーザID
パスワード

オンライン講習ログイン

※パスワードを忘れてしまった方はこちら

医師の働き方改革と長時間労働医師への面接指導を知る

医師の働き方改革の制度について



くわしく見る

長時間労働医師への面接指導について



くわしく見る

面接指導実施医師について



くわしく見る

面接指導実施医師養成講習会について



くわしく見る

受講はこちらから

医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>



関連資料

長時間労働医師への健康確保措置に関するマニュアル（改訂版）

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/.assets/長時間労働医師への健康確保措置に関するマニュアル（改訂版）.pdf>



長時間労働医師への面接指導を行う先生へ

「面接指導の進め方 クイックガイド」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001214405.pdf>



愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
（受託：公益社団法人愛知県医師会）

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右の二次元コードを読み取ってください。

<https://aichi-medsc.or.jp>



UD
FONT
by MORISAWA

いきサポ愛知

第37号

2024.MAY

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
（受託：公益社団法人愛知県医師会）

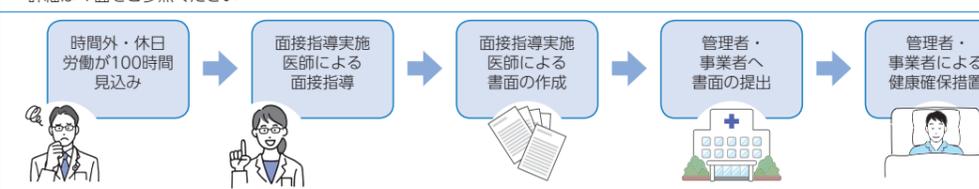
追加的健康確保措置（面接指導）

2024年4月から、時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる

医師全員が受ける新しい「面接指導」が始まっています！

※従来の労働安全衛生法に基づく面接指導とは異なる仕組みですので、医療機関では新たに実施体制を構築する必要があります。面接指導の結果を踏まえて、就業上の必要な措置を行うこととされています。

長時間労働医師への健康確保措置（面接指導）の仕組みのポイント

項目	説明（ポイント）
管理者の義務 (注) 副業・兼業先の管理者にも義務があります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 面接指導対象医師に対し、面接指導を実施すること ● 面接指導実施医師に、面接指導に必要な情報を提供すること ● 面接指導実施後、健康確保措置についての面接指導実施医師の意見を聞くこと ● 必要ときは、面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の適切な措置を行うこと ● 面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を記録、保存すること等
面接指導の対象者 (面接指導対象医師)	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師が対象です。 ● A～Cのどの水準が適用されているかにかかわらず対象になります。 ● 対象者が面接指導を希望しているかどうかにかかわらず実施する必要があります。 ● 対象者には面接指導を受ける義務があります。
面接指導を行う医師 (面接指導実施医師)	<ul style="list-style-type: none"> ● 面接指導は面接指導実施医師が行います。当該医師になるためには以下が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ● 面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者でないこと ● 「面接指導実施医師養成講習会」の受講を修了していること ※ 上記を満たしていれば産業医でなくても面接指導実施医師になります。また、面接指導実施医師になるためには、産業医であっても上記を満たす必要があります。詳細は4面をご参照ください
面接指導の流れ	
面接指導の実施時期	● 原則として時間外・休日労働が100時間以上となる前に実施する必要があります。

関係法令との関係

	労基法の面接指導	医療法の面接指導	安衛法の面接指導
要件(対象者)	時間外・休日労働が月100時間以上見込まれる特定医師 ※ 安衛法第19条第1項は、特定医師に対する労基法の面接指導の結果を、安衛法第18条に基づく衛生委員会の付議事項とすること等、安衛法に基づく健康確保措置の基礎とすることを目的に、特定医師を安衛法第66条の8第1項の面接指導の対象として定めたもの。		
実施主体	労基法の面接指導、医療法の面接指導は、 実施主体がいずれも「管理者」であり、面接指導の要件等も同一であることから、同一の面接指導として実施可能。	管理者	実施主体は「事業者」であり、労基法・医療法の面接指導とは実施主体が異なっていることから、これら面接指導と同じものとして取り扱うことはできない。もともと、 労基法の面接指導後、安衛法第66条の8第2項ただし書の書面を提出すれば安衛法の面接指導も実施済みとなる。
位置付け	特定医師に月100時間以上の時間外・休日労働を行わせるための要件（労基法第141条第3項、労基法第69条の5ただし書）	面接指導の実施自体が義務（医療法第108条第1項）	面接指導の実施自体が義務（安衛法第66条の8第1項）

労基法の面接指導が行われないうまま、特定医師に月100時間以上の時間外・休日労働をさせた場合、当該労働が36協定で定めた「特別延長時間の上限」の範囲内であったとしても、労基法第141条第3項違反となる。※「特別延長時間」を超えて労働させた場合には、労基法第32条第1項違反にもなる。

面接指導の実施に向けた院内の体制整備について

面接指導の実施に向けて、面接指導実施医師の養成のほか、想定される対応業務への準備をお願いします。



1. 現状把握と面接指導対象医師・実施医師数の推計

- 副業・兼業先を含めた月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる面接指導の対象となる医師数の状況確認
- 面接指導の対象となる医師数に対して必要となる面接指導実施医師数の推計

2. 面接指導実施方法の検討・体制整備

- 面接指導実施医師養成講習会への受講（医療機関内での面接指導実施医師の調整）
- 面接指導の実施フローの検討・運用ルール等の調整
 - 面接指導の実施時期の検討（月100時間以上となる見込みの医師の把握、常態的な長時間労働医師への予定面談）
 - 事前の確認資料の共有方法等の検討
 - 面接指導実施医師と対象医師のマッチング方法の検討
 - 実施方法の調整（対面・オンライン）や実施場所・時間・必要機器等の調整
- 面接指導結果及び意見書の様式・取扱規定等の整備

3. 面接指導実施後の対応事項の確認

- 面接指導実施後の就業上の措置について
- 面接指導記録及び意見書の取扱・保存方法等について
- 副業・兼業先への面接指導結果・意見書の共有

現状把握と面接指導対象医師・実施医師数の推計

各医療機関で面接指導の対象となる医師数と面接指導実施医師の必要数を推計します。



- 面接指導対象医師数の推計（想定される対応者：労務管理事務担当者）
 - 過去実績より月100時間以上^{※1}の時間外・休日労働を行う医師数を確認。
 - 1月あたりの面接指導対象医師数の最大人数を推計する^{※2}。

※1 複数医療機関で勤務する医師については副業・兼業先を通算した時間。少なくともいずれか1つの医療機関で面接指導を実施する必要がある。
 ※2 例えば、過去の1月あたりの最大人数等。

- 面接指導実施医師数の推計（想定される対応者：管理者、労務管理事務担当者）
 - 面接指導対象医師数の推計をベースに、面接指導実施医師の必要数を推計する。

（推計の前提と必要数の一例）

- 月あたりの面接指導対象医師 20名
 - 面接指導実施医師 1名あたりの想定される対応数：3～5人（回）^{※1}
 - ← 想定される面接指導の所要時間：1回あたり30分程度^{※2}
 - ← 1医師あたりの月の面接指導対応可能時間：90分～150分程度
- 少なくとも7人程度の医師は確保しておく必要（面接指導実施医師1名あたり3人（回）対応できる場合を前提）と仮定すると

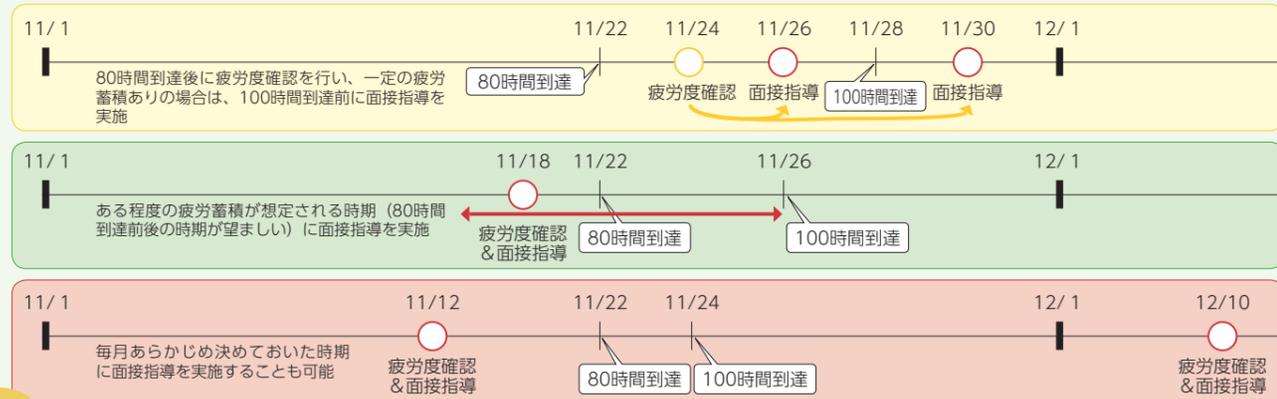
※1 マニュアルでは4～8人とされており、あくまで一例。各医療機関における業務負担やスケジュール調整可能時間を前提に、面接指導実施医師1名あたりの想定される対応可能数に応じて変更されるもの。
 ※2 面接指導の所要時間は、何らかの就業上の措置が必要な場合は、40分程度、不要な場合は10分程度と想定されている。（医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ参考資料より）

面接指導の実施時期について

水準	A水準	A・B・連携 B・C水準	B・連携 B・C水準
時間外・休日労働が100時間以上となる頻度	低い		高い
睡眠及び疲労の状況の事前確認の実施時期	当該月の時間外・休日労働が80時間を超えた後	ある程度の疲労蓄積が想定される時期（当該月の時間外・休日労働が80時間前後となる時期が望ましい）	毎月あらかじめ決めておいた時期に行うことも可能
面接指導の実施時期	事前確認で一定の疲労の蓄積が予想される場合 [※] は当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない

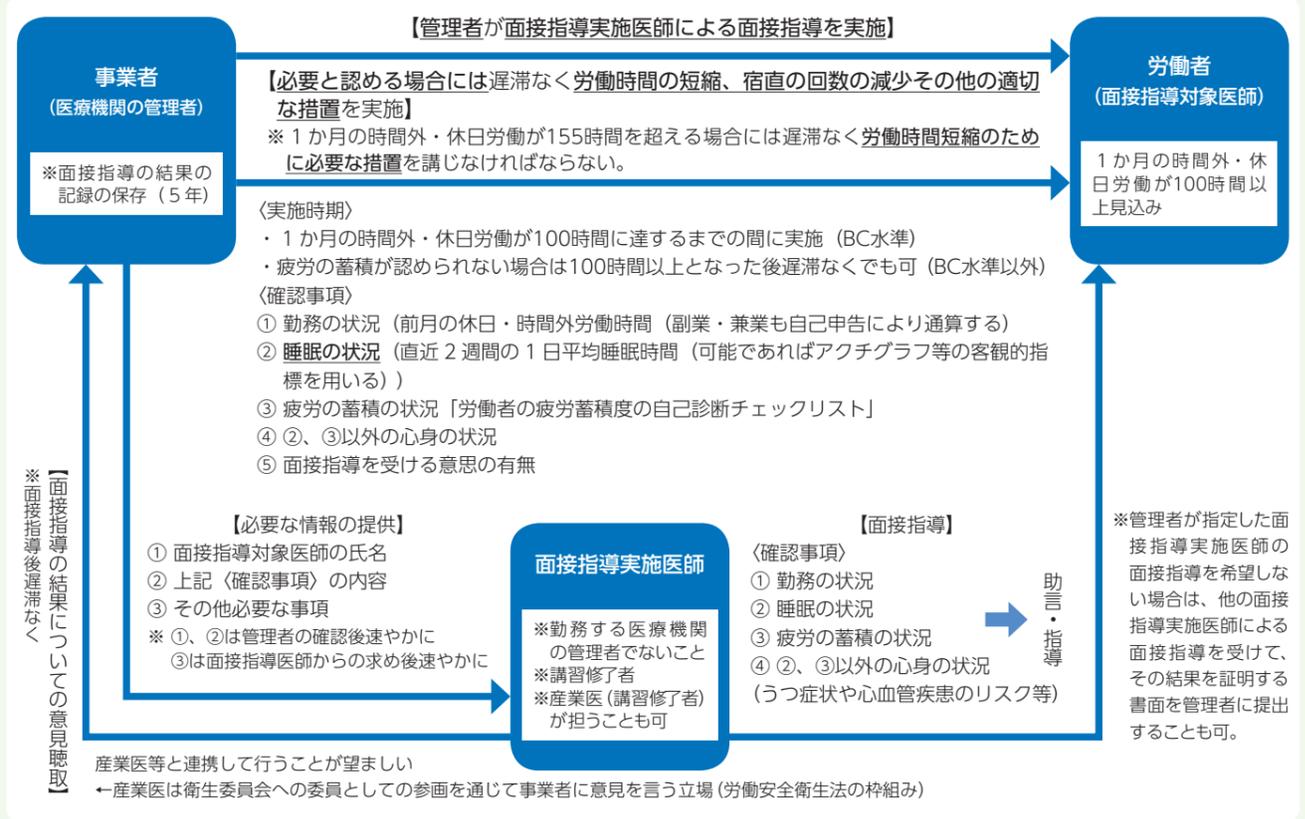
注 一定の疲労蓄積が予想される場合とは下記のいずれかに該当した場合である。 ※A水準適用医師は疲労の蓄積が認めなければ、100時間以上となった場合遅滞なくでも可。

- ① 前月の時間外・休日労働時間数：100時間以上
- ② 直近2週間の1日平均睡眠時間：6時間未満
- ③ 疲労蓄積度チェック：自覚症状がⅣ又は負担度の点数が4以上
- ④ 面接指導の希望：有



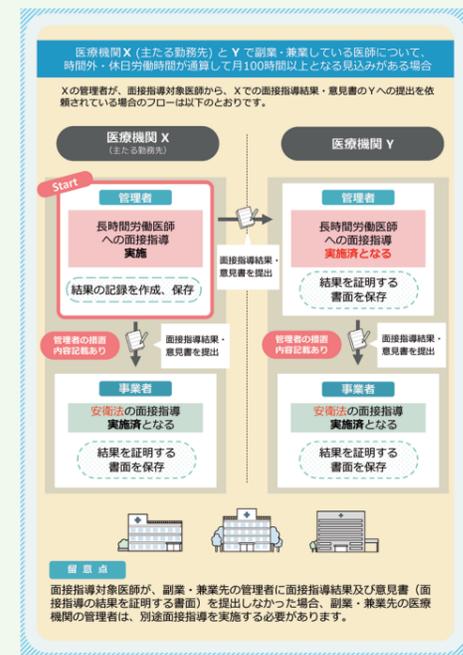
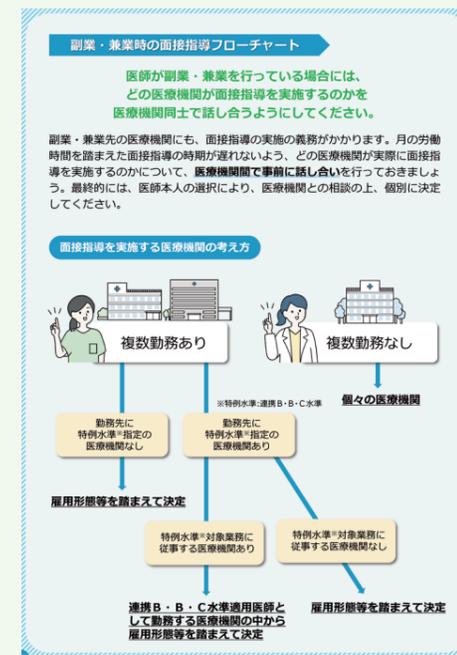
追加的健康確保措置（面接指導）まとめ

1か月の時間外・休日労働が100時間以上となるが見込まれる医師が面接指導の対象となります。



複数医療機関で勤務する医師への面接指導

あらかじめ面接指導を実施する医療機関を決め、面接指導の結果は副業・兼業先の医療機関に提出します。



厚生労働省作成「医師の働き方改革2024年4月までの手続きガイド」より

注：面接指導の履行確保

- 2024年4月以降、面接指導の実施は、医療法第25条第1項に基づく立入調査（医療監視）の確認項目となります。
- 必要な面接指導を実施しなかった場合は医療法違反となります。
- 必要な面接指導を実施せずに月100時間以上の時間外・休日労働をさせた場合は労働基準法違反にもなります。

※いきいき働く医療機関サポートWeb

「医療法第25条第1項に基づく立入検査について」 <https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

